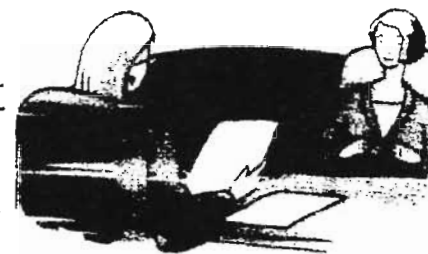


7/29 無料調停相談のご案内

生活の中で生じる身近なトラブルや親族間の問題等に
適正・妥当な解決を図る「調停」。尼崎調停協会では、



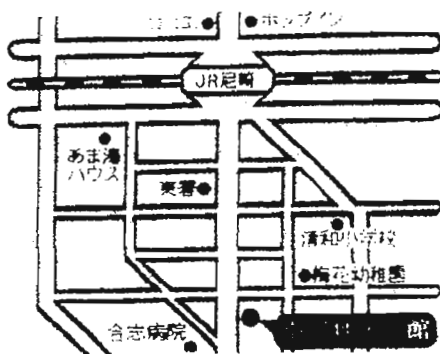
下記の日程にて調停の活用のご相談や手続きのご説明に応じます。

日 時：平成 26 年 7 月 29 日（火曜日）

午前 10 時～午後 4 時まで（受付は午後 3 時半で終了します。）

場 所：（尼崎市立）小田地区会館（2 階と 3 階の小会議室、教室）

尼崎市長洲本通 1 丁目 15-38 Tel 06-6488-2574



交通アクセス

- ・JR神戸線「尼崎」駅より南へ400m（徒歩約5分）
- ・尼崎市バス「小田地区会館」下車すぐ。
JR尼崎駅南口より
23番・24番・50-2番・51番・48番
- 阪神尼崎駅北口より 11番・23番
- 阪急園田駅南口より 23番・24番

※相談は無料です。秘密は厳守されます。

事前の予約は不要です。直接会場へお越し下さい。

主催：公益財団法人 日本調停協会連合会・兵庫県調停協会・尼崎調停協会

後援：最高裁判所・神戸地方裁判所（尼崎支部）・神戸家庭裁判所（尼崎支部）

（裏面もご覧ください）

裁判所での

「調停制度」

あなたの周りでこんなトラブルはありませんか？

- 例えば…
- 金銭貸借でのトラブル
 - 隣地境界の争い
 - 職場におけるセクハラ・パワハラの問題
 - 交通事故の補償について
 - 相続人の間で話し合いができない
 - 離婚問題で悩んでいる



そのトラブルを「調停」で解決しましょう

調停とは調停委員会(裁判官と2人以上の調停委員)が
間に入って、実情に即した解決を図る手段です。

(調停委員は、弁護士、司法書士のほか各種専門家や、社会で幅広く活躍した有識者です)

- ・裁判と異なり、調停室のテーブルを囲んで話し合いで問題やトラブルの解決を図ります
- ・相手と直接交渉をせず、同席を避けることができます。
- ・法律的な制約にとらわれずに自由に言い分を述べられます。
- ・「訴訟」に比べ、手続きが簡単で費用も低額です。
また非公開なので秘密は守られます。



調停の申し立ては各裁判所へご相談ください

貸金借金の問題・近隣のもめごと・労働条件のトラブル・交通事故の解決等の
「民事調停」は 簡易裁判所へ

夫婦関係・親権問題・財産分与・養育費・相続等の
「家事調停」は家庭裁判所へ

⇒ こちらもご参照ください

公益財団法人 日本調停協会連合会 HP: <http://www.choutei.jp/>